

議案第83号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、食品の販売業等の許可の申請に対する審査について、仮設営業及び臨時営業による場合の手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表43の項中

常設営業	新規	1,500
	更新	1,300
行商	新規	900
	更新	700

を

常設営業	新規	1,500
	更新	1,300
仮設営業	新規	1,500
	更新	1,300
臨時営業		1,500
行商	新規	900
	更新	700

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。